

どんな人権問題も、 当事者は「わたし」

わが国では年間を通して、さまざまな人権に関する記念日・週間・月間などが定められています。今回は12月を啓発強調期間とされている人権問題について一緒に考えてみましょう。

12月「職場のハラスメント撲滅月間」

安心安全な職場づくりを推進するために、厚労省により定められているものです。ハラスメントとは、相手の尊厳を傷つけるようなさまざまな言動を指します。職場は多様な背景や価値観を

- 12月＝職場のハラスメント撲滅月間
- 1日＝世界エイズデー
 - 3日＝国際障害者デー
 - 3日＝障害者週間（～9日）
 - 4日＝人権週間（～10日）
 - 10日＝国際人権デー
 - 10日＝北朝鮮人権侵害問題啓発週間（～16日）

持つ人々が集まり、協力して業務を行う場です。立場が異なっても相手を理解しようと努め、お互いを尊重する気持ちを忘れないようにしましょう。

12月1日「世界エイズデー」

エイズのまん延防止と患者・感染者に対する差別・偏見の解消を目的に、1988年、世界保健機関（WHO）により制定されました。

エイズは、HIV感染により免疫力が低下した結果引き起こされる病気ですが、現在の医療においては、その発症を抑えてHIV感染前とほぼ変わらない生活を送ることも可能です。正しい知識を持ち、正しく予防し、過剰に恐れず冷静に対処しましょう。

12月3日～9日「障害者週間」

2004年の障害者基本法の改正時に、社会のあらゆる分野で障がいのある人の参加を促進することを目的として制定されました。

た。障がいのある人への社会の理解や配慮はまだ十分とはいえず、そのため自立や社会参加が阻まれている現状があります。

こうした社会のしくみをつくっているのは、私たち一人一人の意識と行動です。障がいのある人々の人権問題は、誰にとっても他人事ではなく自分事であるという認識を持つておくことが大切です。

12月4日～10日「人権週間」

1948年の世界人権宣言採択を記念し、わが国では毎年12月4日～10日を入権週間と定め、特に人権の大切さを振り返る期間としています。

あらゆる人権問題の解決には、全ての人が「差別をなくそう」とする側に立つことが重要です。誰もが暮らしやすいと思える社会を実現するために、人権について理解を深め、自分にできることから実践していきましょう。

12月10日～16日「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」

2006年に施行された「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」により制定されました。日本人拉致問題は早急な解決が望まれる国民的課題であり、風化させな

いことが大切です。

また、北朝鮮当局が引き起こした問題について、朝鮮半島に住む一般市民や、日本で生活する朝鮮半島につながるのある人々に責任はないことを理解しておく必要があります。差別・偏見が生じないように十分配慮しましょう。

スマイルフェスタ八女 2022開催

■ステージ催し

●日時 12月10日(土)13時開会(12時開場)

●会場 〓おりなす八女大ホール

●内容 〓
①市立学校児童生徒による人権作文発表

②講演会

講師 〓安田浩一さん

演題 〓「抵抗者たちと差別と闘ったアスリート」

■人権啓発パネル展

●日時 〓12月3日～11日の期間中展示

●会場 〓おりなす八女情報発信コーナー周辺

※いずれも申し込み不要・参加無料。詳細はチラシ、ポスター、市HPを参照ください。

